

# 役員等報酬および費用弁償規程

岐阜県高山市下岡本町1911番地

社会福祉法人 中山福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中山福祉会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事及び監事については、役職等に応じ、別表1の報酬を支給する。
- (2) 評議員等については、役職等に応じ、別表2の報酬を支給する。

(職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 役員等の報酬の支給時期は次のとおりとする。

- (1) 日額及び月額による報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支給する。
- (2) 年額による報酬は、9月25日、12月25日、3月25日及び6月25日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人の業務のため或いは会議に出席するために旅行したときは、旅費規程によりその費用を弁償する。ただし、50km未満の旅行の場合は、報酬に含まれるものとし、交通費の弁償は行わない。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成23年 3月 4日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成29年 7月 1日から改正施行する。

別表 1

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 50,000円
理 事	年額 60,000円
監 事	年額 60,000円

別表 2

役 職 名	報 酬 の 額
評議員	年額 30,000円
評議員選任・解任委員	日額 10,000円